

## 宮崎市太陽光発電システム等導入促進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、低炭素社会の構築に向け、再生可能エネルギーの利用や省エネルギーを推進する地球環境にやさしい都市（まち）を目指し、もって地球温暖化対策に資するため、太陽光発電システム等を導入した者に対する宮崎市太陽光発電システム等導入促進補助金（以下「補助金」という。）の交付の事務に関し、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自ら（又は自らと生計を一にする者）が現に居住する市内の戸建住宅（店舗等との併用住宅を含む。）又は共同住宅（以下「補助対象住宅」という。）に太陽光発電システム又は定置用リチウムイオン蓄電池（以下「補助対象機器」という。）を導入した者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者。ただし、単身赴任等で一時的に当該住宅に居住していないが、家族等が居住しており、当該住宅に補助対象機器を導入した者を除く。
- (2) 自ら（又は自らと生計を一にする者）が居住するために補助対象機器が導入された市内の建売住宅（店舗等との併用住宅を含む。以下「補助対象建売住宅」という。）を取得した者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者。ただし、単身赴任等で一時的に当該住宅に居住していないが、家族等が居住しており、当該住宅に補助対象機器を導入した者を除く。

2 補助対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 市税（補助金交付申請日現在において、納期限が到来しているものに限る。）を完納していること。
- (2) 各補助対象機器に対する補助金の交付は、住宅1軒につき1回とし、過去に同一の補助対象機器に係る市の補助金の交付を受けていないこと。ただし、別表5のとおり減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に定める法定耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）を経過した対象機器についてはこの限りではない。
- (3) 宮崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団関係者（暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者）に該当しないこと。
- (4) 補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）（以下「申請書」という。）の提出時まで、補助対象機器を導入した住宅に、自ら（又は自らと生計を一にする者）の住所を有すること。（前項第3号の場合を除く。）

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象住宅若しくは自らが所有する市内の共同住宅への補助対象機器の導入又は補助対象建売住宅の取得とし、次のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 補助対象機器は、別表1に定める要件を満たしているものであること。
- (2) 市内に事務所、事業所等（以下「事務所等」という。）を有する者が販売又は設置工事を行ったこと（法人事業者の場合は、宮崎市に法人設立等申告書が提出されていること。）
- (3) 別表2に定める事業完了日が当該年度の4月1日から2月末日までであること。

### (補助金の額)

第4条 補助対象者の補助金の額は、別表3に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 3 補助金の額は、補助対象機器の設置に係る経費から他の機関の補助金を引いた額の2分の1を超えないものとする。

(補助金交付申請及び実績報告)

第5条 補助対象者で補助金の交付を受けようとする者は、別表2に定める事業完了日から(事業完了日が補助金の交付申請受付開始前の場合は、受付開始日から)当該年度の申請受付期限まで(申請書の提出期限が閉庁日に当たるときは、その日後最初に到来する開庁日まで)に、申請書に別表4に定める書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する書類等を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えるときなど、状況に応じて受付を停止することができる。
- 3 補助金の交付申請をした者(以下「補助申請者」という。)は、補助事業申請取下げ届出書(様式第4号)により、いつでも申請の取下げをすることができる。

(交付の決定及び交付額の確定等)

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の審査等の結果、申請の内容が適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び交付額の確定をし、補助金交付決定兼確定通知書(様式第5号)(以下「確定通知書」という。)により通知するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付すことができる。
- 3 市長は、第1項の審査等の結果、補助金を交付することが適当でないとして認めるときは、補助金の不交付を決定するとともに、補助金不交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 確定通知書を受けた補助申請者(以下「補助確定者」という。)に対する補助金は、請求に応じて前条の通知の日以後に交付するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 補助対象者から補助金に係る手続を依頼された者は、手続きの代行を通じ補助対象者に関して得た情報は、宮崎市個人情報保護条例(平成14年宮崎市条例第2号)に従って取り扱わなければならない。

(処分の制限)

第9条 補助確定者は、補助対象機器の法定耐用年数の期間内において、当該補助対象機器を売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し又は担保に供するときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。ただし、災害その他本人の責めに帰さないやむを得ない事由により、毀損又は滅失したときは、この限りではない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、これを適当と認めるときは、財産処分承認通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、補助確定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定及び交付額の確定を取り消し又は既に交付した補助金の全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

- (1) 補助金をその目的以外に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) 前条の規定により処分したとき。

(5) この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定による返還の額の算定は、別に定める。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定及び交付額の確定を取り消したときは、補助金交付決定及び確定取消通知書（様式第 11 号）により通知するものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 27 年 3 月 18 日から施行し、第 17 条により別に市長が定める事項については本事業開始年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市太陽光発電システム等導入促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の交付申請に係る補助金について適用し、同日前の交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市太陽光発電システム等導入促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の交付申請に係る補助金について適用し、同日前の交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表 1

補助対象機器	個別要件	共通要件
太陽光発電システム	<p>1 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれかが 10 kW未満であること。なお、増設の場合においては、既設分を含めて 10 kW未満であること。</p> <p>2 太陽電池モジュールが、一般社団法人太陽光発電協会 J P E A 代行申請センター（J P - A C）に登録されている機種であること。</p>	<p>1 未使用品であること。</p> <p>2 リース品でないこと。</p>
定置用リチウムイオン蓄電池	<p>1 申請を行う日の属する年度において、国の実施するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援に係る補助事業を行う者が補助対象として登録している機種であること。</p> <p>2 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれかが 10 kW未満の太陽光発電システムと連携していること。</p>	

別表 2

補助対象機器	事業完了日
太陽光発電システム	当該機器の設置完了日又は電力会社との電力受給の開始日
定置用リチウムイオン蓄電池	当該機器の設置完了日

別表 3

補助対象機器	補助金額	補助上限額
太陽光発電システム	太陽電池モジュールの公称最大出力 1 kWあたり 2 万円	6 万円
定置用リチウムイオン蓄電池	蓄電容量 1 kWhあたり 3 万円	9 万円

別表 4

補助対象機器	個別必要書類	共通必要書類
太陽光発電システム	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該機器導入後の住宅の全景カラー写真</li> <li>2 太陽電池モジュールの性能を示す書類の写し</li> <li>3 太陽電池モジュールの設置枚数、型式名が確認できる書類の写し</li> <li>4 太陽電池モジュールの配置図</li> <li>5 パワーコンディショナの定格出力、型式、製造番号が確認できるカラー写真</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 誓約書兼同意書（様式第2号）</li> <li>2 次に掲げる場合にあつては承諾書（様式第3号） <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助対象住宅、補助対象建売住宅について補助対象者が所有権を有しない場合又は補助対象者の他に共有者がある場合</li> <li>(2) 屋根の形状等の都合により、補助対象機器を他者の所有する建物等に導入した場合</li> </ol> </li> <li>3 補助対象機器の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し</li> </ol>
定置用リチウムイオン蓄電池	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれかが10kW未満の太陽光発電システムと当該機器が連携していることを確認できる書類の写し</li> <li>2 当該機器の性能を示す書類の写し</li> <li>3 当該機器の型式名、製造番号が確認できるカラー写真</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>4 補助対象機器の設置に係る経費を支出したことを証する領収書等の写し</li> <li>5 付近見取図（導入場所の所在地を示す住宅地図等）</li> <li>6 補助対象機器の導入状況を撮影したカラー写真</li> <li>7 保証書、引渡証明書、工事完了証明書等、補助対象機器の設置が完了したことを証する書類の写し又は太陽光発電システムの場合、電力受給を開始したことを証する書類の写し</li> <li>8 手続の代理にあつては次の書類 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 販売又は設置工事の事業者（様式第7号）</li> <li>(2) (1) 以外の者（様式第8号）</li> </ol> </li> <li>9 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</li> </ol>

別表 5

補助対象機器	法定耐用年数
太陽光発電システム	17年
定置用リチウムイオン蓄電池	6年